

平成16年度11月補正予算案

主要事項説明資料

保健福祉部

主要事項説明資料目次

保健福祉部

ページ	事業名	担当課(室)
1	緊急救助活動費	保健福祉企画室
2	災害援護資金貸付事業費	保健福祉企画室
3	災害弔慰金	保健福祉企画室
4	緊急生活支援資金無利子貸付事業費(生活福祉資金)	生活福祉室
5	緊急生活支援資金無利子貸付事業費(母子・寡婦福祉資金)	生活福祉室
6	被災高齢者介護サービス緊急利用支援事業費	介護保険推進室
7	社会福祉施設災害復旧事業費	地域福祉室 こども未来室 障害福祉室 介護保険推進室

平成16年度11月補正予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	緊急救助活動費		
予算額	460,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>台風第23号の被害を受けられた方々に対し、迅速に救助を行うため、災害救助法に基づき応急救助を行う。</p> <p>2 救助の種類</p> <p>(1) 避難所の設置 (2) 応急仮設住宅の供与 (3) 炊き出しその他による食品の給与 (4) 飲料水の給与 (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (6) 医療 (7) 助産 (8) 災害にかかった者の救出 (9) 災害にかかった住宅の応急修理 (10) 学用品の給与 (11) 埋葬 (12) 死体の捜索 (13) 死体の処理 (14) 障害物の除去</p> <p>3 予算額</p> <p>460,000千円</p>		
担当課・係名	保健福祉企画室 企画調整担当	課・係 電話番号	075-414-4686

平成16年度11月補正予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	災害援護資金貸付事業費																																					
予算額	390,000千円	新規・継続の別	新規																																			
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨 今回の台風第23号により被害を受けられた被災者に対して、市町村が緊急の生活資金（災害援護資金）を融資するため、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害援護資金を市町村に対して貸し付けることとする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 市町村が行う災害援護資金貸付金（条例の定めるところにより実施）</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="3">災害を受けた世帯（所得要件有） （世帯人数4人の場合・・・所得の合計額が730万円未満）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貸付額</td> <td rowspan="2">被害の程度</td> <td colspan="2">貸付限度額</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>世帯主の1ヶ月以上の負傷</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>家財の1/3以上の損害 住居損害なし</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居半壊</td> <td>170万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は250万円）</td> <td>270万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は350万円）</td> </tr> <tr> <td>住居全壊</td> <td>250万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は350万円）</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>住居滅失・流出</td> <td>350万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸付条件</td> <td colspan="3">償還期間10年間 据置期間3年間は無利子とし、据置期間経過後は、利率年3% 年賦償還又は半年賦償還</td> </tr> </table> <p>(2) 被災者に上記災害援護資金を融資する市町村に対する貸付金</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>貸付先</td> <td>貸付金額</td> </tr> <tr> <td>災害援護資金</td> <td>市町村</td> <td>390,000千円</td> </tr> </table>			対象者	災害を受けた世帯（所得要件有） （世帯人数4人の場合・・・所得の合計額が730万円未満）			貸付額	被害の程度	貸付限度額		-	世帯主の1ヶ月以上の負傷	-	-	150万円	家財の1/3以上の損害 住居損害なし	150万円	250万円	住居半壊	170万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は250万円）	270万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は350万円）	住居全壊	250万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は350万円）	350万円	住居滅失・流出	350万円	-	貸付条件	償還期間10年間 据置期間3年間は無利子とし、据置期間経過後は、利率年3% 年賦償還又は半年賦償還				貸付先	貸付金額	災害援護資金	市町村	390,000千円
	対象者	災害を受けた世帯（所得要件有） （世帯人数4人の場合・・・所得の合計額が730万円未満）																																				
貸付額	被害の程度	貸付限度額																																				
		-	世帯主の1ヶ月以上の負傷																																			
	-	-	150万円																																			
	家財の1/3以上の損害 住居損害なし	150万円	250万円																																			
	住居半壊	170万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は250万円）	270万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は350万円）																																			
	住居全壊	250万円（住居建直しの際、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は350万円）	350万円																																			
住居滅失・流出	350万円	-																																				
貸付条件	償還期間10年間 据置期間3年間は無利子とし、据置期間経過後は、利率年3% 年賦償還又は半年賦償還																																					
	貸付先	貸付金額																																				
災害援護資金	市町村	390,000千円																																				
担当課・係名	保健福祉企画室 企画調整担当	課・係 電話番号	075-414-4686																																			

平成16年度11月補正予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	災害弔慰金						
予算額	39,375千円	新規・継続の別	臨時				
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>不幸にも台風第23号の被害に遭われ、尊い生命を亡くされた方の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給する。</p> <p>2 支給額</p> <p>市町村において条例に定めるところにより交付</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>生計維持者</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250万円</td> </tr> </table>			生計維持者	500万円	その他	250万円
生計維持者	500万円						
その他	250万円						
担当課・係名	保健福祉企画室 企画調整担当	課・係 電話番号	075-414-4686				

平成16年度11月補正予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	緊急生活支援資金無利子貸付事業費 (生活福祉資金)																							
予算額	- 千円	新規・継続の別	新規																					
事業内容 (目的 対象 方法等)	<p>1 趣 旨 台風第23号の被害を受けた方々の生活再建のための緊急支援として、府独自に無利子の貸付けを行う。</p> <p>2 事業内容 被害を受けた低所得者世帯に対し、生活福祉資金貸付制度の災害援護資金等を借り入れた場合に貸付利息が無利子となるよう助成する。(事業実施主体である京都府社会福祉協議会に対し利息相当額を助成)</p> <table border="1" data-bbox="461 1066 1347 1664"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="2">資金の種類 : 災害援護資金・住宅資金・福祉資金</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>現 行 制 度</td> <td>緊急支援対応</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td colspan="2">低所得世帯(世帯の収入が生活保護基準の1.8倍以内) 生活保護世帯</td> </tr> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td> <td colspan="2"> ・災害援護資金 1,500千円 ・住宅資金 2,000千円 ・福祉資金 500千円 </td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td>3%</td> <td>無利子 (最長償還期間)</td> </tr> <tr> <td>償還期間 及び 据置期間</td> <td> ・災害援護資金 7年(1年) ・住宅資金 7年(3月) ・福祉資金 3年(6月) </td> <td> ・災害援護資金 7年(2年) ・住宅資金 7年(2年) </td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"> ・災害援護資金及び住宅資金については、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象世帯は対象外 ()内は据置期間 </td> </tr> </table>			内 容	資金の種類 : 災害援護資金・住宅資金・福祉資金		区 分	現 行 制 度	緊急支援対応	対 象 者	低所得世帯(世帯の収入が生活保護基準の1.8倍以内) 生活保護世帯		貸 付 限 度 額	・災害援護資金 1,500千円 ・住宅資金 2,000千円 ・福祉資金 500千円		利 率	3%	無利子 (最長償還期間)	償還期間 及び 据置期間	・災害援護資金 7年(1年) ・住宅資金 7年(3月) ・福祉資金 3年(6月)	・災害援護資金 7年(2年) ・住宅資金 7年(2年)	備 考	・災害援護資金及び住宅資金については、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象世帯は対象外 ()内は据置期間	
内 容	資金の種類 : 災害援護資金・住宅資金・福祉資金																							
区 分	現 行 制 度	緊急支援対応																						
対 象 者	低所得世帯(世帯の収入が生活保護基準の1.8倍以内) 生活保護世帯																							
貸 付 限 度 額	・災害援護資金 1,500千円 ・住宅資金 2,000千円 ・福祉資金 500千円																							
利 率	3%	無利子 (最長償還期間)																						
償還期間 及び 据置期間	・災害援護資金 7年(1年) ・住宅資金 7年(3月) ・福祉資金 3年(6月)	・災害援護資金 7年(2年) ・住宅資金 7年(2年)																						
備 考	・災害援護資金及び住宅資金については、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象世帯は対象外 ()内は据置期間																							
担当名	生活福祉室 生活保護医療担当	電話番号	075-414-4557																					

平成16年度11月補正予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	緊急生活支援資金無利子貸付事業費 (母子・寡婦福祉資金)																				
予算額	- 千円	新規・継続の別	新規																		
事業内容 (目的 対象 方法等)	<p>1 趣 旨 台風第23号の被害を受けた方々の生活再建のための緊急支援として、府独自に無利子の貸付けを行う。</p> <p>2 事業内容 被災した母子家庭の母及び寡婦に対し、生活再建を支援するため、必要な経費について無利子の貸付けを行う。</p> <table border="1" data-bbox="461 1028 1347 1469"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="2">資金の種類 : 住宅資金、転宅資金、生活資金</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>現 行 制 度</td> <td>緊急支援対応</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td colspan="2">母子家庭の母及び寡婦で別に定める基準を満たす者</td> </tr> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td> <td colspan="2"> ・住宅資金 200万円 ・転宅資金 26万円 ・生活資金 6万9千円～10万3千円(月額) </td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td>3%</td> <td>無利子 (最長償還期間)</td> </tr> <tr> <td>償還期間 及び 据置期間</td> <td> ・住宅資金7年(6箇月) ・転宅資金3年(6箇月) ・生活資金8年(6箇月) </td> <td>・住宅資金のみ据置期間を 半年から2年に延長</td> </tr> </table> <p>()内は据置期間</p>			内 容	資金の種類 : 住宅資金、転宅資金、生活資金		区 分	現 行 制 度	緊急支援対応	対 象 者	母子家庭の母及び寡婦で別に定める基準を満たす者		貸 付 限 度 額	・住宅資金 200万円 ・転宅資金 26万円 ・生活資金 6万9千円～10万3千円(月額)		利 率	3%	無利子 (最長償還期間)	償還期間 及び 据置期間	・住宅資金7年(6箇月) ・転宅資金3年(6箇月) ・生活資金8年(6箇月)	・住宅資金のみ据置期間を 半年から2年に延長
内 容	資金の種類 : 住宅資金、転宅資金、生活資金																				
区 分	現 行 制 度	緊急支援対応																			
対 象 者	母子家庭の母及び寡婦で別に定める基準を満たす者																				
貸 付 限 度 額	・住宅資金 200万円 ・転宅資金 26万円 ・生活資金 6万9千円～10万3千円(月額)																				
利 率	3%	無利子 (最長償還期間)																			
償還期間 及び 据置期間	・住宅資金7年(6箇月) ・転宅資金3年(6箇月) ・生活資金8年(6箇月)	・住宅資金のみ据置期間を 半年から2年に延長																			
担当名	生活福祉室 母子・父子支援担当	電話番号	075-414-4584																		

平成16年度11月補正予算案主要事項説明

保健福祉部

事業名	被災高齢者介護サービス緊急利用支援事業		
予算額	4,400 千円	新規・継続の別	新規
事業内容 (目的 対象 方法等)	実施機関	市 町 村	
	支援対象者	災害救助法が適用された市町村に居住し、次のいずれかに該当する要介護者等 居住する家屋が全半壊の被害を受けた者 同居の家族が床上浸水等の被害を受けた家屋の復旧作業のために要介護者等の介護ができない場合 その他、上記、と同等と市町村長が認めた場合	
	補助対象経費	介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所等を一時避難所として利用した場合、その介護サービスに必要な経費の9割 (ただし、介護保険の給付対象となるサービス費は対象から除く)	
	補助率	3 / 4	
	対象期間	原則として、平成16年10月20日から 12月31日まで	
	負担割合	国1 / 2、府1 / 4、市町村1 / 4	
	予算額	4,400千円	
	担当課・係名	介護保険推進室 管理・予防担当	課・係 電話番号

